

添付書類(請求書・領収書等の写し)のチェックポイント

【共通】

- 宛先が「申請者」となっている。
- 発行者欄に社印がある。
- 表記内容から「補助対象経費」が確認できる。

補助対象経費とは

- ・導入する低炭素型ディーゼルトラックの架装費用を含む「消費税抜き」の価格。
- ・下取りがある場合は、車両価格から下取額（リサイクル費用は含めない）を差引いた「消費税抜き」の価格。（値引きと同じ扱いとする）

【請求書】

- 車両の「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。
- 発行日が【領収書】の発行日以前である。

【領収書等】（ネットの振込控えは、金融機関の押印がなければ領収書の代用になりません）

- 発行日が【請求書】の発行日以降である。
- 車両の「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。
- 導入車両（補助対象経費）が未払いでない。
 - ・手形あるいは割賦により導入した場合は、申請日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類の添付が必要です。
- 支払金種（現金払い、振込等）が確認できる記載がある。
- 担当者印がある。（「担当者印が無い場合は無効」の旨但し書きがある場合に限る。）

※架装（荷台等）をセパレート発注している場合

車両本体と同様に請求書・領収書が添付されており、「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。

以上、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

《お問合せ先》

一般財団法人 環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車等普及事業」執行グループ

- ・電話 : 03-5341-4577
- ・ファクシミリ : 03-5341-4578
- ・メールアドレス : hojokin@levo.or.jp

《申請書提出先》

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目14番8号（YPCビル6F）

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車等普及事業」執行グループ 宛